

平成15年第5回臨時会

御宿町議会会議録

平成15年10月20日 開会

平成15年10月20日 閉会

御宿町議会

御宿町告示第63号

御宿町議会第5回臨時会を次のとおり招集する。

平成15年10月15日

御宿町長 井上七郎

記

1. 期 日 平成15年10月20日

2. 場 所 御宿町役場 議場

3. 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて(平成15年度御宿町一般会計補正予算第4号)
- (2) 夷隅郡市合併協議会の廃止について

平成15年御宿町議会第5回臨時会

議事日程(第1号)

平成15年10月20日(月曜日)午前10時00分開会

日程第1 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

(平成15年度御宿町一般会計補正予算第4号)

日程第2 議案第2号 夷隅郡市合併協議会の廃止について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	石井芳清	2番	松崎啓二
4番	伊藤博明	3番	式田善隆
5番	吉野時二	6番	川城達也
7番	式田孝夫	8番	瀧口義雄
9番	白鳥時忠	10番	小川征
11番	中村俊六郎	12番	浅野玄航
13番	貝塚嘉軼	14番	新井明

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	井上七郎	助役	吉野和美
収入役	五十嵐義昭	教育長	岩村實
総務課長	綱島勝	企画財政課長	新藤研
教育課長	石田義廣	税務課長	吉野健夫
環境整備課長	井上秀樹	農林水産課長	米本清司
建設水道課長	藤原勇	商工観光課長	氏原憲二
住民課長	佐藤良雄	保健福祉課長	田中とよ子

事務局職員出席者

事務局長	瀧口和廣	主任主事	市原茂
------	------	------	-----

開会の宣言

議長（伊藤博明君） おはようございます。

本日、平成15年第5回臨時会が招集されました。

本日の出席議員は14人です。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成15年御宿町議会第5回臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

井上町長よりあいさつがあります。井上町長。

町長あいさつ

町長（井上七郎君） おはようございます。

本日ここに、平成15年第5回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本、臨時会に提案いたします案件は「夷隅郡市合併協議会の廃止」及び「衆議院議員総選挙に係る一般会計補正予算の専決処分の承認」の2議案でございますので、よろしくご審議・ご決定くださいますようお願い申し上げます。

さて、先日の第4回臨時会で申し上げましたとおり、10月7日の第10回協議会を最後に、住民発議による夷隅郡市1市5町の合併協議会は10月31日をもって解散することが確認されました。

今後の手続きといたしましては、各市町議会の「協議会廃止」の議決が整い次第、県知事へ報告することとなります。

また、協議会の予算につきましては、解散の日をもって打ち切り、会長であった者が決算をいたします。

任意協議会設置から1年6ヶ月、御宿町の将来を念頭に町議会と共に毎月勉強会を開き、慎重に協議を進めながら合併協議会に臨んで参りました。合併特例法の期限まで1年半という時期に、合併協議会が白紙に戻ることにありますが、町といたしましては、今後も町議会と勉強会を開催し、

協働のもと今まで検討・協議した内容を踏まえ、住民のご意見を伺いながら、改めて御宿町の進むべき方向を考えていきたいと思ひます。

議員各位におかれましては、今後とも行政運営に更なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、冒頭のあいさつといたします。

会議録署名人の指名について

これより日程に入ります。

議長（伊藤博明君） 日程第4 会議録署名人の指名について、を議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第119条の規定により議長より指名いたします。

3番式田善隆君、5番吉野時二君をお願いいたします。

会期の決定について

議長（伊藤博明君） 日程第5 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の日程はあらかじめ配布した日程により、本日1日限りとする事にご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

異議ないようですので、今臨時会の会期は本日1日限りといたします。

議長（伊藤博明君） これより日程に入ります。

日程第3 議案第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。井上町長。

町長（井上七郎君） 議案第1号専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

本案は、千葉海区漁業調整委員会委員の補欠選挙及び衆議院議員総選挙に係る執行経費について、早急に事務を進める必要があったことから、平成15年10月14日、地方自治法第179条第1項の規定により、一般会計補正予算第4号を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき承認を求めます。

補正予算額は、歳入歳出ともに681万9,000円を追加し、補正後の予算総額を20億6,

098万3,000円とするものです。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

企画財政課長（新藤研君） それでは議案第1号のご説明を申し上げます。

10月14日付けで専決処分をいたしました一般会計補正予算の内容につきまして、予算書により、ご説明いたします。

今回お願いする補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ681万9,000円を追加し、補正後の予算総額を29億6,098万3,000円とするものです。

補正内容につきましては、3ページからの事項別明細書によりご説明します。

はじめに、歳入ですが、県支出金の県委託金。総務費委託金の選挙費委託金で666万6,000円。内訳として、10月17日に告示されます千葉海区漁業調整委員会委員の補欠選挙の執行のための委託金64万9,000円と10月10日に解散した衆議院議員選挙の執行のための委託金601万7,000円です。

繰越金は、15万3,000円を計上し、収支の均衡を図っております。

次に4ページ、5ページの歳出ですが、総務費の選挙費、衆議院議員選挙の補正額616万3,000円。報酬の36万6,000円は、選挙執行のための選挙管理委員会開催の委員報酬並びに不在者投票管理者、投開票時の立会人への報酬です。

職員手当、309万3,000円は投開票事務並びに不在者投票事務などに従事する職員の時間外勤務手当です。

報償費1万1,000円は、公営のポスター掲示場設置にかかる謝礼です。

旅費につきましては、本選挙執行のため千葉県選挙管理委員会が開催する会議等についての旅費です。

需用費41万5,000円は、ポスター掲示板やコピー用紙等の消耗品30万4,000円、投票立会人の食事代等の食糧費3万1,000円、並びに入場券等の印刷代8万円です。

役務費51万円は、速報用専用電話に係る費用や入場券等の郵送料と国民審査読み取り機の点検

手数料です。

委託料 33万1,000円は、ポスター掲示場の設置・撤去経費です。

使用料及び手数料 7万4,000円は、コピー機と速報用のファックスの使用料です。

備品購入費 136万1,000円は、迅速な開票作業を行うための計数機の購入や投票所に設置するスロープなどの選挙関係備品の購入費です。

次に海区漁業調整委員会委員選挙の補正額 65万6,000円。報酬 25万4,000円は衆議院選挙と同じく、選挙管理委員会の報酬及び投開票時における管理者並びに立会人への報酬です。

職員手当 21万1,000円につきましても投開票事務等、選挙事務に従事する職員の時間外手当でございます。

需用費 15万1,000円につきましても入場券印刷費や事務消耗品費、投票立会人の食事代です。

役務費 4万円は入場券の発送などの郵便料です。

以上、歳出合計は補正額 681万9,000円で、補正後の予算額は 29億6,098万3,000円となります。よろしくご承認くださるようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。1番石井芳清君。

1番（石井芳清君） 4ページの時間外勤務手当についてお伺いをいたしますが、通常選挙事務と投票事務についての時間外手当がどのように算出されているのか、またその中において女性はどのように扱われているのか併せてお伺いしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 網島総務課長。

総務課長（網島勝君） 時間外勤務手当ということでございますが、今回3つの選挙がございます。衆議院と比例と国民審査もございます。その中で、開票事務にも時間がかかるということから、職員につきましては内部の職員全身体制を考えています。また、女性職員もお願いしたいと考えております。人数は投開票事務を併せて、重複するところもございますが、約45名ぐらいで考えております。

議長（伊藤博明君） 他に質疑ありませんか。3番式田善隆君。

3番（式田善隆君） ただいまの石井芳清議員の質問に続きまして、海区調整委員会の人数がどれくらい携わっているのかお知らせ願います。

議長（伊藤博明君） 網島総務課長。

総務課長（網島勝君） 海区漁業調整委員の選挙につきましては、1名の補欠でございます。鴨川市の出身の方でございます。本吉委員さんという方が死亡したことで1名の補欠選挙ということでございます。

議長（伊藤博明君） 3番式田善隆君。

3番（式田善隆君） この補欠選挙でありますことは、私共も多少知ってはいますが、今後、海区調整委員会の選挙は御宿町はこれに何人ぐらい従事するわけですか。

議長（伊藤博明君） 網島総務課長。

総務課長（網島勝君） これは、事務従事といえますのは、投票所が2ヶ所を設置する予定でございました。

現在、17日に告示されまして無投票ということでございますので、今回17日の告示を受けて投票事務はなくなったということでございますが、総務課の職員と他の職員により、今までの選挙と違い海区は有権者数も390人余りでございますので、やはり十数名の方でやりたいとこのように考えて予算は組んでございます。

議長（伊藤博明君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。これより採決を行います。採決の方法は挙手によって行います。議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（「全員挙手」）

全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。

議長（伊藤博明君） 日程第4 議案第2号 夷隅郡市合併協議会の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。井上町長。

町長（井上七郎君） 議案第2号夷隅郡市合併協議会の廃止について提案理由を申し上げます。

本案は、市町村の合併の特例に関する法律第4条の2の規定に基づき設置された夷隅郡市合併協議会について、関係市町の協議により平成15年10月31日をもって廃止するため、地方自治法第252条の6の規定により議会の議決を求めるものです。

廃止の理由は、9月26日の勝浦市議会において「夷隅郡市1市5町による合併を見直すための請願」が採択されたことを受け、勝浦市長より、議会の意思が表明された以上、合併協議会から離脱せざるを得ない状況であること、並びに法定協議会設置の経緯・趣旨からしても解散することが望ましい旨の申し出があったことによるものです。

この申し出に対し、平成15年10月31日をもって夷隅郡市合併協議会を解散することが首長会議のなかで合意に達し、10月7日に開催された第10回夷隅郡市合併協議会にて同協議会を解散することが確認されております。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

議長（伊藤博明君） 網島総務課長。

総務課長（網島勝君） それでは私の方から夷隅郡市の廃止について、経過等についてご説明させていただきます。

夷隅郡市の合併協議会につきましては、平成14年の3月に任意の協議会である夷隅郡市問題協議会を発足し、同年6月に千葉県知事の合併重点支援地域の指定を受けたところでございます。そして、事務局体制を整えまして、1市5町による将来構想案の作成に取りかかりました。その後、同年9月に1市5町による、法定協議会設置の請求が住民発議により各市長に提出され、御宿町では住民投票によって12月に夷隅郡市合併協議会の設置が決まったわけでございます。本年1月の第1回協議会の協議会以降、新市の建設計画や各種事務事業の調整、さらには基本項目であります新市の名称や事務所の位置など小委員会を設置し、7月には各区ごとに新市の建設計画の素案を中

心に第6回の協議会までの協議結果につきまして、住民説明会を開催しまして9回に渡り協議・検討を重ねてまいりましたが、ただいま、町長の提案理由にございましたように、平成15年10月31日をもって解散することが合意されまして、10月7日に第10回協議会を開催し、同協議会を解散することが確認されました。

今後の手続きといたしましては、地方自治法の第252条の6の規定に基づきまして、各市町の議会の議決を得た上で、議決が整い次第、知事への届出をすることになります。なお、勝浦市では10月9日、また夷隅町、大原町は10月15日それぞれ臨時会を開催し、すでに議決済みになっておりますので申し添えます。よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。3番式田善隆君。

3番（式田善隆君） ただいまあらかじめの説明をお伺いしましたが、この最初から今日10月7日解散までのかかりました夷隅郡で合併問題にかかった経費というのはどれくらいかかったのですか。

議長（伊藤博明君） 新藤企画財政課長。

企画財政課長（新藤研君） 今回の夷隅郡市の合併協議にかかります御宿町の執行経費で申し上げますと・・・（「全体で」との声あり）

まず、平成14年度夷隅郡市合併問題協議会これは任意の協議会でございますけれども、歳出の決算額で1,533万5,000円でございます。続きまして、平成14年度の合併協議会の方の支出決算額で671万9,000円でございます。それと15年度、これはまだあくまでも決算見込みでございますけれども、歳出の決算見込み額といたしまして3,443万7,000円というような状況でございます。これに対して県の補助金を2年に分けて500万円ずつ1千万円を受ける予定となっております。

議長（伊藤博明君） 他に質疑ありませんか。1番石井芳清君。

1番（石井芳清君） 今回、解散ということではありますが、全国の中で今、法定合併協議会が設置されている当初ですね、設置された数、それから解散となった数が分かればご紹介いただきたい

と思います。

また、今、説明にもありましたが、ちょうど1年前御宿町は議会の方では否決という判断になったわけでありますが、その間の経過、特に町長が住民投票の請求をしたと。今日に至った、こうした結果を得たわけでありますが、この1年間について町長としてどう感じられておられるのかその辺のご見解も合わせてお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 新藤企画財政課長。

企画財政課長（新藤研君） 私の方から法定協議会の全国の設置状況ということで、総務省が出しております10月3日現在の数で申し上げさせていただきたいと思います。

全国で法定協議会の設置をしている協議会の数は421協議会ございます。参加しております市町村の数といたしましては、1,652市町村という状況でございます。それから離脱、解散に至った数というものは、まだ私共の方で調査はいたしておりません。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 今、石井議員から質問がありましたことについて、お答えいたします。

昨年の12月15日に住民投票をさせていただきました。結果は皆さんご存知の通りだということでございます。ということは、1市5町で合併しようではないかという話から始まりまして、御宿町だけが議会で否決ということでもございました。これは合併についてということではなくて、あくまでも協議会に参加するということについての投票でありました。私としては他の1市4町が議決をされているという中での否決でありまして、そのことについては住民投票で皆さんの意見を聞いてということで私は住民投票にしたことでもございます。また、その後につきましては、協議会の委員の皆様方とともに、今後の1市5町がいかにあるべきかということについて協議を重ねてまいりまして、御宿町としても委員の皆様には一生懸命に発言、その他をしていただきましたけれども、結果的には勝浦市の議会の請願の採択により、市長はそういう決断をしたということでもございまして、首長会議におきましてもやむを得ないのではないかという結論で今日に来たという経緯でございます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 分かりました。それと、途中で最終的な結論を見る前に解散となったわけですが、合併協議会の調整状況につきまして、町としてその内容についてはどのように考えておりますでしょうか。非常に町として満足する内容であったのかどうか、調整についての感想をお聞かせ願えればと思います。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） この合併問題については、限度がありますので、各市町で主張するものは全部主張して、新市の建設計画に反映するというような今回はそういう手法ではなかったかなと。合併については皆が譲るところは譲って最大限譲歩をして、新市の建設計画を作って行かなければならないと私は考えておりますし、今回の新市の建設計画についても各市長の主義主張が強かったのではないかなと。その結果がこのような白紙ということになったのではないかと。これからの協議会のあり方については、やはり譲るところは譲って皆でそういう問題については、本当に真摯に対応していかなければいけないかと考えておりますし、首長会議でもその一部は私としましては話をしてきましたけれども、今後については皆が十分に考えて進んでいかなければ合併は出来ないのではないかと考えております。

議長（伊藤博明君） 他に質疑ありませんか。3番式田善隆君。

3番（式田善隆君） ただいまの町長のお話を私は実は6月の定例会でお伺いしたかったものなのですが、その当時は全然お話してくだされませんでした。今回またこの廃止問題につきまして、県の方から要望が出てくるのではないかと思います。再度、これは合併問題が起こり得るのではないかと懸念もあるのですがいかがでございますか。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島勝君） 再度というようなことですが、今後のそれぞれ合併協議につきましては、国また全国的にもまだ進めてこれから新たに任意協議会を立ち上げるということもございませう。そういった中で今後の御宿町のあり方、そういったものを議会とよくご相談しながらま

た協議をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長（伊藤博明君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第2号に賛成の方は起立願います。

（「全員の起立」）

議長（伊藤博明君） 全員の起立です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

（午前10時27

分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時34

分）

なお、12番の貝塚嘉軼君は諸用のため、欠席いたしました。

議長（伊藤博明君） 以上で、平成15年御宿町議会第5回臨時会を閉会します。

これで散会いたします。（閉会 午前11時35

分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成15年10月27日

議 長 伊 藤 博 明

署名議員 式 田 善 隆

署名議員 吉 野 時 二